

平成 29 年度租税特別措置等に係る評価書

ページ

1. 地域データセンター整備促進税制の創設【国税】	1
2. (株)海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る 課税標準の特例措置の創設【地方税】	9
3. 技術研究組合の所得計算の特例の延長【国税】	13
4. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の 延長【国税】【地方税】	17
5. Connected industries に向けた I T 投資の抜本強化【国税】【地方税】	23
6. 産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の 延長【国税】	27

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域データセンター整備促進税制の創設
2	対象税目	(国税3)(法人税:義) (地方税7)(固定資産税:外) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。</p> <p>(1)対象者</p> <p>特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)の規定に基づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者</p> <p>(2)対象設備</p> <p>実施計画に従って取得した電気通信設備</p> <p>①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装置、非常用発電機^{※1}</p> <p>※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(3)措置内容</p> <p>法人税:取得価額の30%の特別償却</p> <p>固定資産税:取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p> <p>《関係条項》</p> <p>—</p>
4	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(適用:2年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>IoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒックを分散して国土強靱化を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)</p> <p>第1章 国土強靱化の基本的考え方</p> <p>4 特に配慮すべき事項</p> <p>(民間投資の促進)</p>

			<p>民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 30 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 28 年度末時点の「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」※²の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」※³における比率(以下「指標の比率」という。)を、平成 28 年度末時点で約 57.85%であるものを、平成 38 (2026)年度末までの 10 年間で 1%下げること为目标とする(平成 31 年度末時点の目標値は 57.55%。) ※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1都3県のサーバールーム面積 ※3 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における全国のサーバールーム面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、データセンターの約6割が東京圏に分布していることから、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 30 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者 平成 31 年度に適用を受けるための設備投資を行う事業者 20 者</p> <p>※業界団体へのヒアリング等により下記のとおり推計。 データセンター事業者は平成 28 年度末で 357 者(データセンタービジネス市場調査総覧 2017 年版(株式会社富士キメラ総研)より)であり、そのうち電気通信事業者は 316 者。業界団体へのヒアリングの結果、64 者に確認を行い、2 者より「適用見込み」、20 者より「適用を検討する」と回答があった。 「適用見込み」の回答者は 100%適用すると考えられることから、事業者の割合より、10 者の適用が推計される。 $316 \text{ 者} \times 2 \text{ 者} \div 64 \text{ 者} \times 100\% = 10 \text{ 者}$ また、「適用を検討する」の回答者のうち 30%が適用するとした場合、事業者の割合より、30 者の適用が推計される。 $316 \text{ 者} \times 20 \text{ 者} \div 64 \text{ 者} \times 30\% = 30 \text{ 者}$ 上記より、平成 30、31 年度の 2 年間で合計 40 者が適用を受けるための設備投資を行う見込みであると推計される。</p>
		② 減収額	<p>平成 30 年度減税額(法人税): 557(百万円) 平成 31 年度減税額(法人税): 572(百万円) 初年度減税額(固定資産税): 0(百万円) 平年度減税額(固定資産税): 134(百万円)</p> <p>※詳細は別添参照</p>

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>本措置は、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。</p> <p>本措置を講じない場合の「指標の比率」は、平成24年度末から平成28年度末までの実績^{※4}より、平成31年度末時点で約57.99%になるものと推計される（平成30年度及び平成31年度の2年間での全国のデータセンターのサーバーールーム面積は92,514㎡増（平成31年度末で累計1,455,741㎡）、このうち1都3県のデータセンターのサーバーールーム面積は54,866㎡増（平成31年度末で累計844,215㎡）と見込まれる）。業界団体へのヒアリングによれば、本措置により、平成31年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているものの1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバーールーム面積は約7,100㎡となり、これにより「指標の比率」が約0.49%低減して、約57.50%となり、平成31年度末時点での目標を達成できることから、本措置が達成目標の実現に十分に寄与するものである。</p> <p>※4 民間調査（データセンタービジネス市場調査総覧（株式会社富士キメラ総研））におけるデータセンターのサーバーールーム面積</p> <p>※効果については次のとおり推計。</p> <p>データセンタービジネス市場調査総覧2017年版より以下のとおり。</p> <p>平成30年度の対象設備の投資総額（見込み）：142,760百万円 …①</p> <p>平成31年度の対象設備の投資総額（見込み）：146,740百万円 …②</p> <p>平成28年度末時点のデータセンター事業者数：357者 …③</p> <p>平成28年度の対象設備の投資総額：111,790百万円 …④</p> <p>平成28年度の増加サーバーールーム面積：48,940㎡ …⑤</p> <p>これより、平成30年度（20者適用見込み）では7,998百万円の対象設備の投資、平成31年度（20者適用見込み）では8,221百万円と推計される。</p> <p>①142,760百万円×20者÷③357者＝7,998百万円 …⑥</p> <p>②146,740百万円×20者÷③357者＝8,221百万円 …⑦</p> <p>そのため、本税制の効果により平成30年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバーールーム面積は3,501㎡、平成31年度に1都3県から1都3県以外に誘導されるサーバーールーム面積は3,599㎡と推計される。</p> <p>⑥7,998百万円×⑤48,940㎡÷④111,790百万円＝3,501㎡ …⑧</p> <p>⑦8,221百万円×⑤48,940㎡÷④111,790百万円＝3,599㎡ …⑨</p> <p>⑧3,501㎡+⑨3,599㎡＝7,100㎡</p> <p>また、本措置を講じない場合は、同資料2013～2017年版より最小二乗近似により下記のとおり推計される。</p> <p>平成31年度末の全国のサーバーールーム面積（見込み）： 1,455,741㎡ …⑩</p> <p>平成31年度末の1都3県のサーバーールーム面積（見込み）： 844,215㎡ …⑪</p> <p>これより、効果として1都3県のサーバーールーム面積の減少率は、平成30年度は0.24%、平成31年度は0.25%と推計される。</p> <p>⑥3,501㎡÷⑩1,455,741㎡＝0.24%</p> <p>⑦3,599㎡÷⑩1,455,741㎡＝0.25%</p> <p>また、本措置を講じない場合の平成31年度末時点での「指標の比率」は57.99%となる。</p> <p>⑪844,215㎡÷⑩1,455,741㎡＝57.99%</p> <p>これより、本措置により、平成31年度末時点で「指標の比率」は57.50%とな</p>
--	---------------------	---

			<p>ることが見込まれる。</p> $57.99\% - 0.24\% - 0.25\% = 57.50\%$
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、社会的・経済的損失を抑えることができるため、税収減を是認する効果があると考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセンティブを確保することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 4 条の「通信の秘密の保護」をはじめ、事業の休廃止等に関する規律（法第 18 条等）、消費者保護に関する規律（法第 26 条等）、電気通信設備に関する規律（法第 41 条等）等が適用される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域のデータセンター関連設備の整備が促進され、地域における情報流通が円滑化されることによって当該地域の活性化に資することが期待される。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

地域データセンター整備促進税制 減税見込額

データ通信課

【法人税】特別償却 30%

平成 30 年度減税額：557 百万円

平成 31 年度減収額：572 百万円

1. サーバー、ルーター、スイッチ、電源装置（直流に限る）、無停電電源装置（UPS）、非常用発電機

① 平成 30 年度投資見込額^{*1}：7,998（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額② 平成 31 年度投資見込額^{*1}：8,221（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額

③ 特別償却率：30%

④ 法人税率：23.2%

平成 30 年度減税額：①×③×④=557（百万円）

平成 31 年度減税額：②×③×④=572（百万円）

※1 データセンタービジネス市場調査総覧 2017（(株)富士キメラ総研）の投資見込額より推計

【固定資産税】取得後 5 年間課税標準 1/2

初年度減税額：0 百万円

平成 31 年度減税額：47 百万円

平年度減税額：134 百万円

1. サーバー（5 年償却）

① 平成 30 年度投資見込額^{*2}：4,782（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額② 平成 31 年度投資見込額^{*2}：4,905（百万円）※20 者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額：4,843（百万円） ※平成 30、31 年度の平均投資見込額

④ 償却率：0.369

⑤ 半年償却率：0.1845

⑥ 課税標準：1/2

⑦ 固定資産税率：1.4%

平成 31 年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=27.3（百万円）

平年度減税額：((1-④)⁴×①+(1-④)³×②+(1+(1-④)+(1-④)²)×③)×(1-⑤)
×(1-⑥)×⑦

=67.5 (百万円)

※2 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額より推計

2. 無停電電源装置 (UPS) (6年償却)

① 平成30年度投資見込額^{※3} : 445 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

② 平成31年度投資見込額^{※3} : 445 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額 : 445 (百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額

④ 償却率 : 0.319

⑤ 半年償却率 : 0.1595

⑥ 課税標準 : 1/2

⑦ 固定資産税率 : 1.4%

平成31年度減税額 : $① \times (1 - ⑤) \times (1 - ⑥) \times ⑦ = 2.6$ (百万円)

平年度減税額 : $((1 - ④)^4 \times ① + (1 - ④)^3 \times ② + (1 + (1 - ④) + (1 - ④)^2) \times ③) \times (1 - ⑤) \times (1 - ⑥) \times ⑦$
=7.0 (百万円)

※3 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額より推計

3. ルーター&スイッチ&電源装置 (9年償却)

① 平成30年度投資見込額^{※4} : 2,099 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

② 平成31年度投資見込額^{※4} : 2,226 (百万円) ※20者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額 : 2,162 (百万円) ※平成30、31年度の平均投資見込額

④ 償却率 : 0.226

⑤ 半年償却率 : 0.113

⑥ 課税標準 : 1/2

⑦ 固定資産税率 : 1.4%

平成31年度減税額 : $① \times (1 - ⑤) \times (1 - ⑥) \times ⑦ = 13.0$ (百万円)

平年度減税額 : $((1 - ④)^4 \times ① + (1 - ④)^3 \times ② + (1 + (1 - ④) + (1 - ④)^2) \times ③) \times (1 - ⑤) \times (1 - ⑥) \times ⑦$
=42.9 (百万円)

※4 データセンタービジネス市場調査総覧 2017 ((株)富士キメラ総研) の投資見込額より推計

4. 非常用発電機（15年償却）

① 平成30年度投資見込額^{※5}：672（百万円）※20者あたりの対象設備投資見込額

② 平成31年度投資見込額^{※5}：644（百万円）※20者あたりの対象設備投資見込額

③ 平年度投資見込額：658（百万円）※平成30、31年度の平均投資見込額

④ 償却率：0.142

⑤ 半年償却率：0.071

⑥ 課税標準：1/2

⑦ 固定資産税率：1.4%

平成31年度減税額：①×(1-⑤)×(1-⑥)×⑦=4.4（百万円）

平年度減税額： $((1-④)^4 \times ① + (1-④)^3 \times ② + (1 + (1-④) + (1-④)^2) \times ③) \times (1-⑤) \times (1-⑥) \times ⑦$
=16.1（百万円）

※5 データセンタービジネス市場調査総覧2017（(株)富士キメラ総研）の投資見込額より推計

固定資産税減税額総額

平成31年度

(1の平成31年度減税額)+(2の平成31年度減税額)
+(3の平成31年度減税額)+(4の平成31年度減税額)
=47（百万円）

平年度

(1の平年度減税額)+(2の平年度減税額)+(3の平年度減税額)
+(4の平年度減税額)
=134（百万円）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
2	対象税目	(地方税1)(法人事業税:義) 〔新設〕 拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下「機構」という。)について、平成30年4月1日から平成48年3月31日(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)で定める保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うように努めなければならない期限)までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令(昭和57年政令第40号)で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とみなす特例措置の新設を要望するもの。</p> <p>《関係条項》</p> <p>地方税法第72条の12第1項第1号ロ</p>
4	担当部局	総務省国際戦略局 国際政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～平成47年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年度～平成47年度(機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限まで)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>機構を活用し、我が国の事業者蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。</p> <p>具体的には、「インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)」において、官民連携の下で「我が国企業が2020年に約30兆円のインフラシステムを受注する」ことが目標として掲げられ、「世界の膨大なインフラ需要等に対応し、(中略)日本企業の受注・参入を一層後押しするため、今後5年間の目標として、インフラ分野に対して約2,000億ドルの資金等を供給する」(質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ)や「ベンチャー企業や地域経済を支える民間事業者が参加する事業に対するJICT(注:機構の略称)の資金供給を拡大するための仕組みを検討」(インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版))とされていることを踏まえ、今般の租税特別措置により機構の税負担を軽減し、それらを原資として支援対象や規模の拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ インフラシステム輸出戦略(平成29年5月29日 経協インフラ戦略会議決定) ■ 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ(平成28年5月23日総理発表) ■ 未来投資戦略2017(平成29年6月9日 閣議決定) ■ 経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太の方針)(平成29年6月9日 閣議決定) ■ 未来への投資を実現する経済対策(平成28年8月2日 閣議決定)

		② 政策体系における政策目的の位置付け	平成30年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V. 情報通信(ICT政策) 6. ICT分野における国際戦略の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 機構を活用し、通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に掲げるインフラ分野に対する資金等供給額2,000億ドルの達成に貢献するとともに、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与する。 具体的には、「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」において決定したKPI(民間資金の海外プロジェクトへの誘導効果(2.0倍以上)、海外市場への参入促進(平均2社/件以上)等)を各事業年度(平成47年度まで)で確実に達成することにより、地域経済の好循環を図る。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 機構が、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対して資金供給等の支援を行うに当たっては、財務大臣から都度出資を受け、機構の資本金に繰り入れることで必要な財源を確保することになっている。このため、支援を行うごとに資本金が増加し、資本金に課税される法人事業税の税額も同時に増加する構造となっている。よって、機構が、法令で定められた目的を達するため、我が国事業者への支援を実施するたびに税負担が増大し、本来であれば、我が国事業者への支援に供される資金が税の支払に費やされることになる。 以上のとおり、機構がその業務を遂行するに当たり多額の資本割が課されれば、機構の財務基盤が維持できなくなるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが機構の業務遂行上必要不可欠である。 本措置を講ずることにより、機構の税負担を軽減し、支援対象や規模の拡充を図ることにより、「租税特別措置等により達成しようとする目標」の達成に寄与する。
9	有効性等	① 適用数等	適用数:機構1件のみ(平成47年度まで) 適用額:27,907百万円(平成30年度) 53,107百万円(平成31年度)
		② 減収額	機構の財政投融资計画に基づき、平成30年度及び平成31年度の減収額を次のとおり推計。 ・平成30年度:146百万円 ①特例措置適用前 資本金額29,907百万円×税率0.525%=157百万円 ②特例措置適用後 資本金額 2,000百万円×税率0.525%=11百万円 ③減収額 ①-②=146百万円 ・平成31年度:278百万円 ①特例措置適用前 資本金額55,107百万円×税率0.525%=289百万円 ②特例措置適用後 資本金額 2,000百万円×税率0.525%=11百万円 ③減収額 ①-②=278百万円 機構に対して新たに産業投資が行われた場合、同産業投資額が資本金額に加算されるため、平成32年度以降の減収額は平成31年度と同等以上と推計される。
		③ 効果・税収減是認効	《効果》 146百万円(平成30年度の場合)の負担減により、機構は同金額を通信・放

		果	<p>送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援に活用することが可能となる。</p> <p>機構の出融資が民間からの出融資の呼び水となり、減収額を上回る(最大で336百万円)民間からの出融資機会が創出される見込み。</p> <p>(算出根拠)</p> $146 \times 2.3^{*} = 336 \text{ 百万円}$ <p>※機構の民間資金の呼び水効果は2.3倍(=機構・金融機関等からの出融資額(17,070百万円)÷機構の出融資額(7,308百万円))(平成29年3月時点の実績)であるため、全体として機構の支援額の2.3倍の案件形成が見込まれる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>本措置を講ずることにより、機構の税負担が軽減されて我が国事業者への支援の原資となる資金が新たに確保(最大で336百万円の出融資機会が創出)されることから、我が国事業者の海外展開が促進され、事業規模の拡大や収益性の向上、地域経済の好循環の実現が期待される。</p> <p>実際に機構の設立により、日本製品の納入や販路拡大を実現しており、地域経済の活性化に貢献している。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置を講ずることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減税され、貸借対照表の純資産の部が改善し、財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資等で手当てするよりも執行コストが少なく妥当である。</p> <p>なお、機構と類似の官民ファンド(株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社民間資金等活用事業推進機構)では、既に同様の特例措置を受けている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>同一の目的であるほかの措置はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置を講ずることにより、我が国事業者の海外展開が促進され、新たなビジネス機会の獲得による事業規模の拡大や収益性の向上が実現し、地域経済好循環や地域活性化が達成される。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の延長
2	対象税目	(国税5)(法人税:義) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する。 《関係条項》 法人税（租税特別措置法第66条の10、第68条の94、租税特別措置法施行令第39条の21、第39条の121）
4	担当部局	情報通信国際戦略局 技術政策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成25年度から平成32年度まで
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定(昭和60年3月31日まで) 昭和60年度 適用期限延長(2年間) 昭和62年度 適用期限延長(2年間) 平成元年度 適用期限延長(2年間) 平成3年度 適用期限延長(2年間) 平成5年度 適用期限延長(2年間) 平成7年度 適用期限延長(2年間) 平成9年度 適用期限延長(2年間) 平成11年度 適用期限延長(2年間) 平成13年度 適用期限延長(2年間) 平成15年度 適用期限延長(2年間) 平成17年度 適用期限延長(2年間) 平成19年度 適用期限延長(2年間) 平成21年度 適用期限延長(2年間) [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長(2年間) 平成25年度 適用期限延長(2年間) 平成27年度 適用期限延長(3年間)
7	適用又は延長期間	3年間(平成30年度～32年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本税制は、試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図るものであり、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する上で重要。 《政策目的の根拠》 ○「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」 (平成29年6月9日閣議決定) II Society 5.0に向けた横割課題 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ii)我が国が強い分野への重点投資

		<ul style="list-style-type: none"> ・「Society 5.0 の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」(平成 29 年 4 月 21 日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、<u>政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1%にすることを指すこととする。</u>また「<u>科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ</u>」による民間研究開発投資の誘発等によって、<u>民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</u> <p>○「科学技術イノベーション総合戦略 2017」(平成 29 年 6 月 2 日閣議決定) 第 5 章イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築 <u>イノベーション創出に向けて産と学との人材、知、資金の好循環システムを構築するために、まず、オープンイノベーションを本格的に推進するための仕組みを強化する必要がある。</u><u>企業、大学、公的研究機関が、それぞれの競争力を高めるとともに、人材や知の流動性を高めて適材適所の配置を促し、産学官連携活動を本格化することが重要であり、クロスアポイントメント制度の活用などが求められている。</u></p>																				
	② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信 (ICT 政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進																				
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、研究開発投資の促進を図る。																				
9 有効性等	① 適用数等	<p>前回要望時には、14 件(26 年度)の適用を想定した。 実績は、27 年度に 7 件であったことを除き、26 年度実績は 13 件、28 年度実績は 17 件となっていることから、想定外に僅少ではない。 また、自動車、石油、化学、材料、電機、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <p>➤ 平成 25～28 年度(過去)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 25 年度</th> <th>平成 26 年度</th> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>➤ 平成 29～32 年度(将来)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度区分</th> <th>平成 29 年度(見込み)</th> <th>平成 30 年度(見込み)</th> <th>平成 31 年度(見込み)</th> <th>平成 32 年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数(組合数)</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・ 28、29 年度(見込み)、29 年 7 月までに設立された全組合の適用 	年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	適用件数(組合数)	15	13	7	17	年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)	適用件数(組合数)	14	13	15	14
年度区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度																		
適用件数(組合数)	15	13	7	17																		
年度区分	平成 29 年度(見込み)	平成 30 年度(見込み)	平成 31 年度(見込み)	平成 32 年度(見込み)																		
適用件数(組合数)	14	13	15	14																		

件数(経産省調査)に基づき記載。

- ・ 30 から 32 年度(見込み)は、各年度とも直近 3 年間の適用件数平均に基づき算出。

② 減収額

➤ 平成 25～28 年度(過去)

(単位:百万円)

年度 区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
減 収 額	698	197	54	157

➤ 平成 29～32 年度(将来)

(単位:百万円)

年度 区分	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
減 収 額	442	216	270	308

※減収額の算出方法

- ・ 25 から 27 年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき算出。
- ・ 28、29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された全組合の適用件数、適用額(経産省調査)に基づき算出。
- ・ 30 から 32 年度は、各年度とも直近 3 年間の適用額件数、適用額の平均に基づき算出。

③ 効果・税収減是認効果

《効果》

技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。

(分析対象期間:平成 25～32 年度まで)

○ 租税特別措置等による達成目標の実現状況

➤ 平成 25～28 年度(過去)

1 組合当たり事業費は、平成 27 年度及び平成 28 年度に前年度比で微減した(それぞれ-9.5%、-8.6%)。

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
事業費(百万円)	36,449	53,539	44,040	39,458
組 合 数	55	55	50	49
1 組合当たり事業費	663	973	881	805
対前年度伸び率	0.9%	46.9%	-9.5%	-8.6%

➤ 平成 29～32 年度(将来)

1 組合当たり事業費は、各年度とも、前年度比横ばいで推移する見込み。

区分	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (見込み)	平成 31 年度 (見込み)	平成 32 年度 (見込み)
事業費(百万円)	35,875	39,791	38,375	38,013
組 合 数	45	48	47	47
1 組合当たり事業費	797	829	811	813
対前年度伸び率	-1.0%	4.0%	-2.2%	0.2%

		<p>※事業費、組合数の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 25 から 29 年度(見込み)は、29 年 7 月までに設立された<u>経産省所管の組合</u>の事業費、組合数(経産省調査)に基づく。 ・ 30 から 32 年度(見込み)は、各年度とも直近 3 年間の事業費、組合数の平均に基づき算出。 <p>○ 租税特別措置等が延長されなかった場合に予想される状況</p> <p>租税特別措置が延長されない場合、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(分析対象期間:平成 28 年度)</p> <p>○ 所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約 2.71 倍※となる。</p> <p>※平成 29 年度経産省調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p>
10	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>○ 税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>制度創設後 10 年を超えているが、平成 21 年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われ、技術研究組合を通じた研究開発投資による共同研究の一層の促進が求められている。</p> <p>適用件数は、ばらつきは見られるものの、概ね安定的に推移している。</p> <p>○ なお、技術研究組合と同様に非出資性の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上(法人税法第 46 条)で、圧縮記帳が認められており、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p> <p>また、出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しないが、非出資性の法人は、構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳があることにより、課税関係が発生しない状況であり、本特例措置があることにより、イコールフットイングとなっている。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>なし</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 26 年 8 月(H26 総務 07)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	(国税6・地方税9(自動連動)) (所得税:外、法人税:義、個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。</p> <p>【制度概要】 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p>《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)</p>
4	担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年8月 分析対象期間:平成 26 年度~31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長(平成 20 年3月末まで) 平成 20 年度 2年間の延長(平成 22 年3月末まで) 平成 22 年度 2年間の延長(平成 24 年3月末まで) 平成 24 年度 2年間の延長(平成 26 年3月末まで) 平成 26 年度 2年間の延長(平成 28 年3月末まで) 平成 28 年度 従業員 1,000 人以下の事業者に限定し、2年間の延長(平成 30 年3月末まで)
7	適用又は延長期間	平成 30 年4月1日から平成 32 年3月 31 日まで(2年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。平成 30 年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を</p>

			払うこと」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.1人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。</p> <p>個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。</p> <p>また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合</p> <p>法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。</p> <p>本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上が図られる。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>【適用社数】</p> <p>平成26年度:504,568社 平成27年度:489,992社 平成28年度:506,652社 平成29年度:524,878社 平成30年度:541,690社 平成31年度:560,107社</p> <p>【適用総額】</p> <p>平成26年度:2,851億円 平成27年度:2,768億円 平成28年度:2,862億円 平成29年度:2,951億円 平成30年度:3,060億円</p>

		平成 31 年度:3,164 億円																												
		【本措置の利用業種】(平成 27 年度)																												
		<table border="1"> <tr> <th>業種</th> <th>建設業</th> <th>製造業</th> <th>運輸通信公 益事業</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>18.2</td> <td>14.9</td> <td>3.5</td> <td>8.0</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <th>業種</th> <th>不動産業</th> <th>料理飲食旅館業</th> <th>サービス業</th> <th>その他</th> <td></td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td>7.7</td> <td>4.7</td> <td>28.8</td> <td>1.6</td> <td></td> </tr> </table>	業種	建設業	製造業	運輸通信公 益事業	卸売業	小売業	割合 (%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合 (%)	7.7	4.7	28.8	1.6					
業種	建設業	製造業	運輸通信公 益事業	卸売業	小売業																									
割合 (%)	18.2	14.9	3.5	8.0	9.4																									
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																										
割合 (%)	7.7	4.7	28.8	1.6																										
		出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」 ※平成 28 年度以降の適用社数、適用総額については、3.4%(平成 25 年度～平成 27 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。																												
②	減収額	(単位:億円)																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人税</th> <th>法人住民税</th> <th>法人事業税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>273</td> <td>35</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>265</td> <td>34</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>274</td> <td>35</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>283</td> <td>37</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>293</td> <td>38</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>平成 31 年度</td> <td>303</td> <td>39</td> <td>122</td> </tr> </tbody> </table>		法人税	法人住民税	法人事業税	平成 26 年度	273	35	110	平成 27 年度	265	34	106	平成 28 年度	274	35	112	平成 29 年度	283	37	116	平成 30 年度	293	38	121	平成 31 年度	303	39	122
	法人税	法人住民税	法人事業税																											
平成 26 年度	273	35	110																											
平成 27 年度	265	34	106																											
平成 28 年度	274	35	112																											
平成 29 年度	283	37	116																											
平成 30 年度	293	38	121																											
平成 31 年度	303	39	122																											
		出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算した減収額(実績推計)」 ※平成 28 年度以降については、3.4%(平成 25 年度～27 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。																												
③	効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>※中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況 個人事業主:平成 28 年:31.6%(対前々年比 +0.4 ポイント) 法人:平成 29 年:84.7%(対前々年比+1.7 ポイント) (出典) 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省) 法人:「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1																				
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数 20 名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数 20 名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)																											
20	520	28.5	75.1																											

			<table border="1"> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>242</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>265</td> <td>33.0</td> <td>83.0</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>303</td> <td>31.6</td> <td>84.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1%増加すると、労働生産性が 0.11% (※) 増加する。</p> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから重回帰分析。</p> $LN(\text{労働生産性(売上高/従業員数)}) = 3.89 + 0.11LN(\text{資本ストック/従業員数}) + 0.11LN(\text{少額特例利用額/従業員数}) + 0.22D(\text{建設業}) + 0.03D(\text{製造業}) - 0.08D(\text{情報通信業}) - 0.07D(\text{運輸業}) + 0.45D(\text{卸売・小売業}) + 0.37D(\text{不動産業}) - 0.12D(\text{飲食業}) - 0.15D(\text{宿泊業}) - 0.41D(\text{教育・学習支援業}) - 0.08D(\text{その他サービス業})$ <p>(備考)補正R2=0.32</p>	22	164	27.6	64.9	24	242	30.8	70.0	27	265	33.0	83.0	29	303	31.6	84.7
22	164	27.6	64.9																
24	242	30.8	70.0																
27	265	33.0	83.0																
29	303	31.6	84.7																
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき措置である。																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的な役割を担っている。本措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。																
11	有識者の見解		—																
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月																

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 法人

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の
情報がある平成 25 年度から平成 27 年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成 25 年度	459,729 件		
平成 26 年度	504,568 件	(前年度比 9.8%)	
平成 27 年度	489,992 件	(前年度比 -2.9%)	<u>平均 3.4%</u>

(2) 「適用実態調査」の平成 27 年度実績に、(1) で算出した平均伸び率を掛け、平成 26
年度以降の適用社数を推計。

平成 28 年度	506,652 社	(489,992 × 1.034)
平成 29 年度	523,878 社	(506,652 × 1.034)
平成 30 年度	541,690 社	(523,878 × 1.034)
平成 31 年度	560,107 社	(541,690 × 1.034)

2. 個人

(1) 「中小企業実態基本調査」の平成 27 年度実績に、1. (1) で算出した伸び率を掛け、
平成 28 年度以降の適用者数を推計。

平成 26 年度	58,653 者	
平成 27 年度	51,714 者	
平成 28 年度	53,472 者	(51,714 × 1.034)
平成 29 年度	55,290 者	(53,472 × 1.034)
平成 30 年度	57,170 者	(55,290 × 1.034)
平成 31 年度	59,114 者	(57,170 × 1.034)

3. 地方法人二税の減収見込み額

(1) 法人住民税

$$29,300 \text{ 百万円} (\text{※1}) \times 12.9\% (\text{法人住民税率}) \\ = \underline{3,780 \text{ 百万円}}$$

(※1) 平成30年度の国税減収見込額

平成27年度の減収額(265億円)から、3.4%(平成25年度から平成27年度までの適用社数の平均伸び率)ずつ増加するものと推計

(2) 法人事業税の減収額

①法人事業税所得割の減収額

$$126,293 \text{ 百万円} (\text{※2}) \times 6.7\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{8,462 \text{ 百万円}}$$

$$(\text{※2}) 29,3 \text{ 百万円} \div 23.2\% (\text{法人税率})$$

②地方法人特別税の減収額

$$8,462 \text{ 百万円} \times 43.2\% (\text{外形外法人の税率}) = \underline{3,655 \text{ 百万円}}$$

(3) 合計

$$3,780 \text{ 百万円} + 8,462 \text{ 百万円} + 3,655 \text{ 百万円} = \underline{15,897 \text{ 百万円}}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	Connected Industries に向けた IT 投資の抜本強化
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税4) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税8) 【新設】・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 第四次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、協調領域における連携や生産管理システム等の高度化によるデータ利活用の取組、また、それらに不可欠な高レベルのサイバーセキュリティ対策に必要なシステムの構築やサービスの利用促進に向けた税制措置を講じる。 《関係条項》 —
4	担当部局	情報流通行政局 サイバーセキュリティ課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 30~31 年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2年間
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「Society5.0(超スマート社会)」の実現に向けては、様々なつながり・融合により新たな付加価値やビジネスモデルを創出する「Connected Industries」の促進が重要である。 (「Connected Industries」とは、データを介して、企業、消費者などが連携し、新たな付加価値を生み出す産業のあり方のこと。) 特に、第四次産業革命により、IoT やビッグデータ、人工知能などの新技術が実用フェーズに入っている中、付加価値の源泉となっている「データ」をこれまでにない形で生み出し組み合わせるなど高度利活用したり、他の企業と共有・連携させたりすることで、新たな付加価値を創出する取組を進め、更なる産業競争力の強化を図っていく必要がある。 あわせて、データ同士が企業などこれまでの枠を超えてつながることによって増大するサイバー攻撃の脅威に対応するため、様々なサイバー攻撃に耐えうる質の高いセキュリティシステムの構築に必要な設備等、更なるセキュリティ対策の導入も促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ＜官民データ利活用基本法 第 15 条＞ 国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービスの開発等に資するため、国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互の連携を確保するための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>

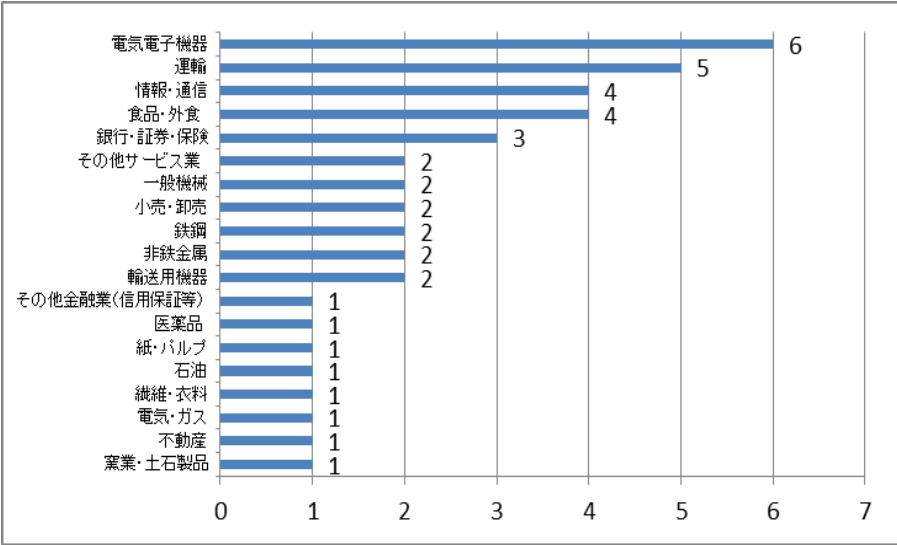
			<p><サイバーセキュリティ基本法 第4条> 国は、前条の基本理念にのっとり、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 企業のレガシーシステム更新等を通じたデータ連携・高度利活用を支援するとともに、「つながる社会」において必要不可欠な質の高いサイバーセキュリティ対策の導入を促すことにより、「Connected Industries」による産業競争力の強化を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 IoTの進展等に伴い、データ量が爆発的に増大する中、豊富なデータを単に生み出し管理するだけではなく、データやシステムを整理・統合し、他者と共有したりすることで、新たな事業領域や付加価値を見いだしていくことが、企業の競争力を向上させるための必要な要件になっている。</p> <p>他方で、ユーザー企業は、新しいIT投資の持つリスクやセキュリティ面での懸念などから、自社内のサーバ上に構築された融通の利かない企業独自のシステム、いわゆるレガシーシステムから脱却できず、データの連携・高度利活用が進まない状況にある。</p> <p>こうした中、新商品開発、新事業展開、売上高向上等に向けて、クラウド・フォグ等の技術の活用による社内外のシステム・データ連携を進め、データの高度利活用による新たな事業領域や付加価値の創出を狙う事業を支援することは、企業の「Connected Industries」を促進し、企業や産業界全体の競争力強化に寄与するものである。</p> <p>また、「Connected Industries」の取組により様々なものが「つながる」と、1社サイバー攻撃を受けるだけでサプライチェーン全体に広がる懸念が増すことになるため、企業間の取引においても、サイバーセキュリティに関する要求が取引条件として求められている状況にある。しかしながら、セキュリティサービスの導入はコスト等が原因で進んでおらず、また、サイバーセキュリティ製品の効果的な活用もできていないことが課題となっている。こうしたことから、一定レベル以上のセキュリティ要件を課すことや質の高いセキュリティシステム構築を支援することは「つながる」ことの安全性をより一層高め、上記の取組と両輪の関係で、「Connected Industries」を促進することになる。</p> <p>以上の取組により、第四次産業革命における産業界の競争力強化を進め、閉鎖的なデータ活用の文化を打破していく。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p><適用見込み数> 平成30年度 2,200件 平成31年度 2,200件</p>

		② 減収額	<p><減収見込み額></p> <p>平成 30 年度 26,092 百万円(国税) 11,356 百万円(地方税)</p> <p>平成 31 年度 26,092 百万円(国税) 11,356 百万円(地方税)</p>								
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》</p> <p>日本は米国に比べ、データの利活用が遅れている状況にある。例えば、「産業データ」については、積極的に活用している日本企業は 16.4%である一方、積極的に活用している米国企業は 41.0%になっている。今後、データが競争力の源泉となっていく中、本措置により、企業のデータ利活用を強力に支援し、「Connected Industries」を実現することは非常に重要である。</p> <p>～参考:「安心・安全なデータ流通・利活用に関する調査研究」(H29 総務省)</p> <p>○「産業データ」を既に積極的に活用している企業の割合</p> <table border="0"> <tr> <td>日本企業</td> <td>16.4%</td> </tr> <tr> <td>米国企業</td> <td>41.0%</td> </tr> <tr> <td>イギリス企業</td> <td>34.3%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ企業</td> <td>31.7%</td> </tr> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>データ連携・高度利活用の弊害となっているレガシーシステムからの脱却・更新が進んでいないのは「更新コストの高さ」が大きな理由である。本措置により、当該弊害が解消されることから、「Connected Industries」による更なる産業競争力の強化に有効である。また、セキュリティ製品等についても、同様に「コストの高さ」が導入を拒む大きな理由となっており、本措置で企業のセキュリティ対策コストを低減することで、民間企業によるセキュリティ対策強化の促進効果が見込まれる。</p>	日本企業	16.4%	米国企業	41.0%	イギリス企業	34.3%	ドイツ企業	31.7%
日本企業	16.4%										
米国企業	41.0%										
イギリス企業	34.3%										
ドイツ企業	31.7%										
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	「Connected Industries」の促進という政策目標を達成するためには、全国遍く政策効果が行き渡る税制措置を講ずることが適当である。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により、中小企業等をはじめとした企業の設備投資を促し、企業間連携を進めていくことは、ITにより遠隔地同士を結ぶなど、これまでにない形で地方での先進的な事業展開をも生み出し、地方における雇用創出や企業の競争力強化に寄与するものである。本措置は、こうした地域経済の発展につながることから、法人税率に併せて法人住民税等についても同様の効果を適用することが相当である。								
11	有識者の見解		—								
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—								

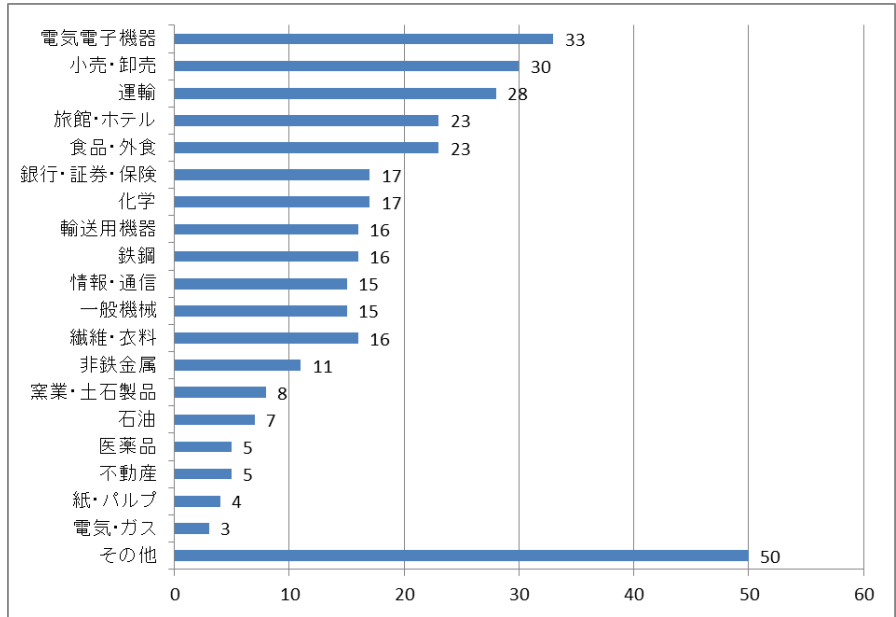
租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	産業競争力強化法に基づく事業再編等に係る登録免許税の軽減措置の延長																																																															
2	対象税目	(国税7)(登録免許税:外) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】																																																															
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>産業競争力強化法に基づく事業再編計画等の認定を受けた事業者が、認定計画に従って行う合併、会社の分割、事業若しくは事業に必要な資産の譲受け又は譲渡、会社の設立等といった事業構造の変更をした場合における登録免許税率を以下の表のとおり軽減する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">租税特別措置法 第 80 条第 1 項</th> <th style="width: 25%;">措置の内容</th> <th style="width: 10%;">通常の 税率</th> <th style="width: 10%;">強化法の 特例</th> <th style="width: 10%;">軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 号</td> <td>会社の設立、資本金の増加</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 号</td> <td>合併</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> <td style="text-align: center;">0.05%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(括弧書きの部分)</td> <td>(資本金が増加する場合の合併)</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> <td style="text-align: center;">0.35%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 号</td> <td>分割</td> <td style="text-align: center;">0.7%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4 号(売買)</td> <td rowspan="2">不動産の所有 権の取得</td> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">2.0%(※)</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>船舶の所有権の取得</td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">2.3%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5 号</td> <td rowspan="2">合併時</td> <td style="text-align: center;">不 動 産</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船 舶</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">0.3%</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">6 号</td> <td rowspan="2">分割時</td> <td style="text-align: center;">不 動 産</td> <td style="text-align: center;">2.0%</td> <td style="text-align: center;">0.4%</td> <td style="text-align: center;">1.6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">船 舶</td> <td style="text-align: center;">2.8%</td> <td style="text-align: center;">2.3%</td> <td style="text-align: center;">0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)租税特別措置法第 72 条第 1 項の規定に基づき、土地の売買による所有権の移転の登記の税率については、軽減措置として 1.5%が適用される。(適用期限:平成 31 年 3 月 31 日まで)</p> <p>《関係条項》 租税特別措置法第 80 条第 1 項 租税特別措置法施行令第 42 条の 6 第 1 項及び同項第 2 項 租税特別措置法施行規則第 30 条の 2 第 1 項から同項第 3 項まで</p>				租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の 税率	強化法の 特例	軽減率	1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	3 号	分割	0.7%	0.5%	0.2%	4 号(売買)	不動産の所有 権の取得	土地	2.0%(※)	1.6%	0.4%	建物	2.0%	1.6%	0.4%		船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	5 号	合併時	不 動 産	0.4%	0.2%	0.2%	船 舶	0.4%	0.3%	0.1%	6 号	分割時	不 動 産	2.0%	0.4%	1.6%	船 舶	2.8%	2.3%	0.5%
租税特別措置法 第 80 条第 1 項	措置の内容	通常の 税率	強化法の 特例	軽減率																																																													
1 号	会社の設立、資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
2 号	合併	0.15%	0.1%	0.05%																																																													
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%																																																													
3 号	分割	0.7%	0.5%	0.2%																																																													
4 号(売買)	不動産の所有 権の取得	土地	2.0%(※)	1.6%	0.4%																																																												
		建物	2.0%	1.6%	0.4%																																																												
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%																																																													
5 号	合併時	不 動 産	0.4%	0.2%	0.2%																																																												
		船 舶	0.4%	0.3%	0.1%																																																												
6 号	分割時	不 動 産	2.0%	0.4%	1.6%																																																												
		船 舶	2.8%	2.3%	0.5%																																																												
4	担当部局	総務省情報流通行政局情報流通振興課																																																															
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間:平成 26 年 1 月～平成 29 年 3 月																																																															

6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成 25 年度 創設 平成 28 年度 2 年延長</p> <p>(同様の措置を講じていた産活法における要望経緯)</p> <p>平成 11 年度 創設 平成 12 年度 税率の引き下げ 平成 13 年度 2 年間延長 平成 15 年度 5 年間延長(平成 18 年以後、一部縮減) 平成 19 年度 措置拡充(対象計画追加) 平成 20 年度 2 年間延長 平成 21 年度 1 年間延長(会社分割に係る不動産移転登記に係る登録免許税のみ) 平成 22 年度 2 年間延長 平成 23 年度 一部縮減(産活法改正により適用対象が一部変更されことによる) 平成 24 年度 2 年間延長</p>
7	適用又は延長期間	平成 32 年 3 月 31 日まで
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性のある事業に振り向けるため、戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を強力に推進し、新陳代謝を通じた我が国産業の競争力強化を図る。</p> <p>日本企業の生産性を示す ROA は近年上昇傾向にあるものの、欧米企業と比べ劣後しており(米国 7.72%、日本 3.90%(※))、引き続き更なる生産性の向上に向けた施策が必要。</p> <p>本措置は、事業者が経営資源の有効活用を図るための組織再編・事業再編を行うとともに、新商品開発や経営効率化などの新たな取組を行う場合に限り、当該再編時に課税される登録免許税を軽減するものである。当該措置を講ずることで我が国事業者の戦略的・抜本的な組織再編・事業再編を促し、生産性の向上と競争力強化を推進していく必要がある。</p> <p>(※)出典:SPEEDAにてNY証券取引所、東証1部上場企業の2015年度における平均ROAを算出。</p> <p>《政策目的の根拠》 産業競争力強化法(平成25年法律第98号) (目的) 第一条 この法律は、我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、産業競争力の強化に関し、基本理念、国及び事業者の責務並びに産業競争力の強化に関する実行計画について定めることにより、産業競争力の強化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための態勢を整備するとともに、規制の特例措置の整備等及びこれを通じた規制改革を推進し、併せて、産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置、株式会社産業革新機構に特定事業活動の支援等に関する業務を行わせるための措置及び中小企業の活力の再生を円滑化するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>V. 情報通信 (ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 法律の認定計画に基づく政策支援を通じて、企業の事業再編による経営資源の有効活用により、企業の生産性の向上を図る。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業競争力強化法では全計画、同様の支援措置を行っている他産活法で認定した計画のうち 8 割以上が登録免許税を活用(全省庁ベース)しており、産業競争力強化法に基づいて認定した計画で、平成 28 年度までに終了した計画(全 10 計画)のうち、6 計画(経済産業省案件ベース(産活法の場合は全案件に対して 8 割))で生産性向上の基準を達成している。</p>																																																		
9	有効性等	① 適用数等	<p>【登録免許税の軽減措置を利用した計画の認定件数】 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="544 696 1433 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度(※)</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)平成 25 年度は、産業競争力強化法が施行(平成 26 年 1 月)されてから平成 26 年 3 月 31 日までに認定された件数(約 3 ヶ月間)を記載</p> <p>【登録免許税の軽減措置を利用した企業が営む業種】(単位:件)</p>  <p>(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の適用実績(認定計画件数)は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="531 1599 1452 1883"> <thead> <tr> <th></th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> <th>20 年度</th> <th>21 年度</th> <th>22 年度</th> <th>23 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>72</td> <td>67</td> <td>57</td> <td>27</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24 年度</td> <td>25 年度</td> <td>合計</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>342</td> <td colspan="6"></td> </tr> </tbody> </table>		25 年度(※)	26 年度	27 年度	28 年度	件数	5	14	14	9		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16		24 年度	25 年度	合計							件数	16	4	342						
	25 年度(※)	26 年度	27 年度	28 年度																																																	
件数	5	14	14	9																																																	
	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度																																												
件数	72	67	57	27	21	18	24	20	16																																												
	24 年度	25 年度	合計																																																		
件数	16	4	342																																																		

【登録免許税の軽減措置を利用した企業が営む業種】(単位:件)



② 減収額

【減収額】

(単位:百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
減収額	1,192	1,978	14,419	2,135

※各年度の減収額は、産業競争力強化法の規定に基づく事業再編計画の認定日を基準として減収額を年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点(登録免許税が軽減される時点)によっては、翌年度に税収の影響がでるケースがあり得る。

(参考)同種の措置を講じていた産活法における過去の減収額(単位:百万円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
減収額	16,897	9,745	5,133	3,789	1,919	5,485	3,586	922
	23年度	24年度	25年度					
減収額	2,890	2,375	112					

※各年度の減収額は、産活法の規定に基づく事業再構築計画等の認定日を基準として減収額を年度別に集計したものであるため、実際に登記された時点(登録免許税が軽減される時点)によっては、翌年度に税収の影響がでるケースがあり得る。

③ 効果・税収減是認効果

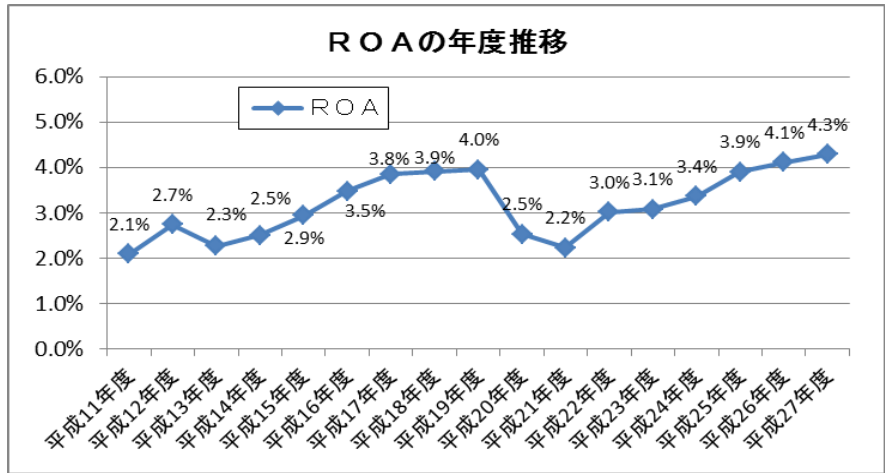
《効果》

同種の措置を講じていた産活法においては、創設した平成11年度以降、組織再編や事業再編が促進され我が国のROAは改善してきたが、平成20年度はリーマンショックに端を発する世界的な景気低迷等により大幅に下落する結果となった。その後、平成23年度に施行された改正産活法、平成25年度に施行された産業競争力強化法により、抜本的な企業再編・事業再編をより円滑化することで、本措置を活用する企業のROAの一層の向上を図り、政策目的の実現を図っているところ。

(法人企業統計調査(財務省))

①総資産経常利益率(ROA)の実績

【産活法創設】平成11年度:2.1% → 平成27年度:4.3%



《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

産業競争力強化法の認定を受けた計画のうち、全ての計画が登録免許税の軽減措置を活用しており、当該軽減措置が活用出来ない場合は、組織再編や事業再編を通じた経営資源の効率的活用を図ることができなかった。

事業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性が見込める事業に振り向けていくことで、競争力の強化や生産性の向上が図られることが期待され、本措置を講ずることで、上記取組を促進させる。

《税収減を是認するような効果の有無》

産業競争力強化法では全計画、同様の支援措置を行っていた産活法で認定した計画のうち8割以上が登録免許税の軽減措置を活用(全省庁ベース)しており、産業競争力強化法に基づいて認定した計画で、平成28年度までに終了した計画(全10計画)のうち、6計画(経済産業省案件ベース(産活法の場合は8割))で生産性向上の基準を達成している。引き続き、企業の生産性向上と将来の税収の増大に寄与する取組を支援していく。

10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担

本措置は、生産性の向上のため、経営資源の効率的な運用を目指した戦略的な組織再編・事業再編に加えて、新たな商品開発や生産工程の導入などの事業革新を行うものについて、その他一定の基準を満たす計画を主務大臣が認定した場合に限り、講ずることとする。

本措置により、業種・企業規模に区別なく、上記のような事業構造の変更・事業革新等に要する費用を軽減することで当該取組を支援し、生産性の向上を図ることは、我が国産業の競争力強化のための特例措置として妥当である。

農業競争力強化支援法の規定に基づく事業再編計画の認定を受けた事業者が、当該事業再編計画に従って、合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際に納付すべき登録免許税を軽減する措置

農業競争力強化支援法は、農業の「構造改革の推進と良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流等の合理化の実現を図ること」を目的とした法律であって、産業競争力強化法の目的である「産業競争力(高い生産性及び十分な需要を確保することにより、高い収益性を実現する能力)の強化」と政策的目的が異なる。

			<p>(参考)農業競争力強化支援法(平成 29 年法律第 35 号)</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月